

病氣欠勤永日月ニ涉リタル場合ハ全休迄身振職ノコト  
其本向題ニツキ健休ニ振替志ヲ出サハルコト  
其爭議中ノ月給支給ノコト  
此爭議費用ハ全額志ヲ負担ノコト  
石要木候也

昭和六年十一月九日  
爭議用代表 高森南門

山口重彦 殿

6. 11. 13  
3212



労組第 四六五 号

昭和六年十一月十日 警視總監 高橋 宇雄

内務大臣 安達 謙蔵 殿

社会局長 官松本 學 殿

一〇一〇

日本護身救急社 労組ニ件ヲ紛議解決

標記爭議ニ関シテハ飲取ノ通りナルカ十月十五日日本廳調停課  
ノ幹事ニ依リ山崎解快セルカ解決條件左記ノ通り

一、本會員個々人等其用領ヲ認ムコト